

下水道のお知らせ

9月10日は「下水道の日」

平成24年度下水道推進標語

下水道 お水がいつてる またくるね

今年度の下水道工事箇所

今年度の下水道工事箇所は次のとおりです。

周辺住民の皆さんのご協力をお願いします。

▼二本松処理区

管渠布設：金色、向原、金色

久保、作田地内ほか

(約2.9km)

舗装復旧：金色、向原、金色

久保、作田地内

(約1.9, 400㎡)

利用しましょう「下水道」

下水道の効果

①トイレをさわやかにします

清潔で快適な水洗トイレが使用できるようになります。

また、くみ取りの心配や浄化槽の管理といった煩わしさから解放されます。

②まちをきれいにします

汚水が側溝に流れ出ないの

で、悪臭がなくなります。

また、蚊や蠅などの発生を防ぎ、伝染病の予防にも役立ちます。

③川をきれいにします

汚水を下水処理場できれいにして川へ流すので水環境が改善されます。

二本松の美しい自然を次の世代に残しましょう。

下水道は

正しくお使いください

異物や油等が下水道に流れると、排水管の詰まりや、処理施設の機能を低下させる要因となります。

下水道へは異物や油を流さないようにしましょう。

下水道接続は

皆さんの義務です

下水道の効果は、下水道供用(下水道が利用できる)区域内の皆さんが下水道を利用することにより、初めて発揮さ

れるものです。

そのため、法律により下水道への接続が義務づけられています。

《法律のポイント》

①下水道への接続義務

(下水道法第10条第1項)

現在、浄化槽が設置されている建物の所有者は、供用後速やかに排水設備を設置し下水道へ接続しなければなりません。

②水洗便所への改造義務

(下水道法第11条の3第1項)

くみ取り便所がある建物の所有者は、供用開始から3年以内に水洗便所に改造し下水道に接続しなければなりません。

③建物を新築、増築される方の義務

(建築基準法第31条)

下水道供用区域内で、新築、増築される方は下水道に接続された水洗便所以外は使用できません。

排水設備工事の融資に

対する利子を負担します

くみ取り便所から水洗便所への改造工事または下水道への接続工事の際、金融機関から無利子(利子は市が負担)で

資金の融資を受けることができます。

融資条件、融資限度額、手続き等詳しくは左記へお問い合わせください。

浄化槽雨水貯留施設

転用助成金制度

下水道接続により不用となった浄化槽は基本的に撤去していただくようになりますが、浄化槽を雨水貯留施設に改造し、庭木などの水やりとして利用することができます。

市では、この改造にかかった費用の一部を助成する制度を設けています。

助成金額

費用の2分の1以内

(5万円を限度とします)

下水道まつりイベント

例年9月に開催している「下水道まつり」は、震災の影響により昨年度に引き続き、今年度も中止します。

◎問い合わせ:

下水道課下水道管理係

☎(55)5138

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

社の中の斎場

ほうりん

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1
TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377
ほうりん緑ヶ丘 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1
東和斎場 大玉村大山字玉貫19-7
大山斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4
福島平野斎場 TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

ありがとう
心静かに手を合わす。

0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備